

(様式3)



所教教総第 122 号
令和2年12月15日

所沢市監査委員	渡	邊	豪	様	
同	能	登	則	之	様
同	青	木	利	幸	様
同	大	石	健	一	様

所沢市教育委員会 教育長
大岩 幹夫

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成30年1月30日付け所監第62号で報告のあった監査の結果について、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名等	教育委員会 美原小学校
<p>[監査結果（指摘事項）の内容]</p> <p>○校庭内に置かれているコンテナについて</p> <p>学校施設は教育を目的とした行政財産であり、その運用にあたっては、地方自治法により、行政目的の効果達成のため譲渡や貸付け等の私法上の運用が原則として禁止されるなど、様々な制約が設けられている。ただし、行政財産の用途、目的を妨げない限度において使用を許可することができる」と規定され、同様の規定は、学校教育法においても、学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他の公共のために利用させることができる、と定められているところである。</p> <p>学校施設については、学校教育の主旨・目的に従って、教育を受ける児童・生徒のために十分な活用を行うことが求められており、このような意味において他の用途への使用が原則として、法的に排除されているものと考えられる。</p> <p>安松小学校に設置されているコンテナは、地元町内会が所有し、設置したものであり、その中には、地域の行事（盆踊り大会）に使用する櫓、テーブル等が保管されていた。また、美原小学校に設置されているコンテナは、地元のスポーツ団体が所有し、設置したものであり、スポーツ用具等が保管されていた。両コンテナともに、学校施設を本来の目的のために使用する場合、直ちに原状回復が可能であるとは言いがたい態様で設置されており、公共施設である校庭を民間施設が占有することはできないものと考えられることから、適正な措置を講じられたい。</p>	
<p>[講じた措置の内容]</p> <p>美原小学校については、コンテナを設置しているスポーツ団体から、所沢市立小・中学校体育施設開放に係る備品保管申請書を提出させました。この申請に対し、「許可した備品等については、校長又は教育委員会が撤去の必要があると認めた場合、直ちに撤去すること」という条件を設けたうえで、コンテナを含めた備品保管の許可をいたしました。</p>	

(様式3)

写

所教教総第144号
令和3年 1月22日

所沢市監査委員	渡	邊	豪	様	
同	能	登	則	之	様
同	青	木	利	幸	様
同	大	石	健	一	様

所沢市教育委員会 教育長
大岩 幹夫

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成30年1月30日付け所監第62号で報告のあった監査の結果について、措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名等	教育委員会 安松小学校
<p>[監査結果（指摘事項）の内容]</p> <p>○校庭内に置かれているコンテナについて</p> <p>学校施設は教育を目的とした行政財産であり、その運用にあたっては、地方自治法により、行政目的の効果達成のため譲渡や貸付け等の私法上の運用が原則として禁止されるなど、様々な制約が設けられている。ただし、行政財産の用途、目的を妨げない限度において使用を許可することができる」と規定され、同様の規定は、学校教育法においても、学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他の公共のために利用させることができる、と定められているところである。</p> <p>学校施設については、学校教育の主旨・目的に従って、教育を受ける児童・生徒のために十分な活用を行うことが求められており、このような意味において他の用途への使用が原則として、法的に排除されているものと考えられる。</p> <p>安松小学校に設置されているコンテナは、地元町内会が所有し、設置したものであり、その中には、地域の行事（盆踊り大会）に使用する櫓、テーブル等が保管されていた。また、美原小学校に設置されているコンテナは、地元のスポーツ団体が所有し、設置したものであり、スポーツ用具等が保管されていた。両コンテナともに、学校施設を本来の目的のために使用する場合、直ちに原状回復が可能であるとは言いがたい態様で設置されており、公共施設である校庭を民間施設が占有することはできないものと考えられることから、適正な措置を講じられたい。</p>	
<p>[講じた措置の内容]</p> <p>学校施設内に学区内の自治会等が所有する備品の保管及び手続きについては、教育委員会にて「所沢市立小・中学校地域連携に係る備品を保管する場合の取り扱い」を定めました。</p> <p>この取り扱いに基づき、安松小学校については、コンテナを設置している町内会から、所沢市立小・中学校の地域連携に係る備品保管申請書を提出させ、この申請に対し、「承認した備品等については、校長又は教育委員会が撤去の必要があると認めた場合、直ちに撤去すること」という条件のもと、コンテナを含めた備品保管の承認を行います。</p>	